資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十九億六千四百万円、資本準備金の額を十七億四千百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月三日

掲載頁　九十一頁（号外第一六二号）

平成二十三年五月二十六日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

タカタ総業株式会社

代表取締役　高田　重久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十六日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

株式会社オークローンマーケティング

代表取締役

ヒル・ハリー・アレクサンダー

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十六日

三重県四日市市富士町一番一二号

ニュートリー株式会社

代表取締役社長　川口　晋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月二十六日

群馬県高崎市新田町四番地五

高陽スレート工業株式会社

代表取締役　井上　和代

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十六日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

株式会社オークローンマーケティング

代表取締役

ヒル・ハリー・アレクサンダー

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十六日

三重県四日市市富士町一番一二号

ニュートリー株式会社

代表取締役社長　川口　晋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月二十六日

東京都中央区日本橋本町二丁目一番六号

株式会社ブロードリンク

代表取締役　榊　彰一

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年六月二十日です。

平成二十三年五月二十六日

名古屋市瑞穂区塩入町一八番一号

株式会社エクシング

代表取締役会長　神谷　純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月二十六日

大阪市西区新町三丁目七番七号

株式会社南出キカイ

代表取締役社長　南出　仁

限定承認公告

本籍北海道札幌市西区西野四条一〇丁目一〇番、最後の住所札幌市西区西野四条一〇丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　稲田　芳弘

右被相続人は平成二十三年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

札幌市西区西野四条一〇丁目一〇番一〇号

相続財産管理人　稲田　陽子

限定承認公告

本籍山形県酒田市高砂二丁目一〇番、最後の住所山形県酒田市緑ヶ丘二丁目一五番地の一九　被相続人　亡　兵藤　晴喜

右被相続人は平成二十二年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十七日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

山形県酒田市緑ヶ丘二丁目一五番地の一九

相続財産管理人　兵藤　富志

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市名東区新宿二丁目一二三番地一、最後の住所石川県鳳珠郡穴水町字岩車九の九番地二七　被相続人　亡　深見　進次

右被相続人は平成二十二年二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十九日金沢家庭裁判所輪島支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

石川県鳳珠郡穴水町字岩車九の九番地二七

相続財産管理人　深見　朝子

限定承認公告

本籍神奈川県大和市つきみ野三丁目二三番地三、最後の住所三重県度会郡大紀町金輪四四五番地二　被相続人　亡　瀬古　幹夫

右被相続人は平成二十三年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十三年五月九日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十六日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所

限定承認者　瀬古　邦美

右代理人　弁護士　加藤　寛崇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金四億一千六百八十万円減少し、金九十七億一千六百六十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月二十八日であり、取締役の決定は、平成二十三年五月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十一日付官報の号外第七十六号九十六頁に掲載されています。

平成二十三年五月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十三年五月二十日掲載の吸収分割公告中、甲の住所「東京都港区芝二丁目二九番一四号」とあるは「東京都港区芝二丁目三一番一九号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年五月二十六日

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号

物産コミュニティー株式会社

代表取締役　谷津　唯司

正　誤

（原稿誤り）

目次及び本文において平成二十三年四月七日外務省告示第百四十三号を削除する。

平成二十三年四月十四日（号外第八十号）官庁報告官庁事項の部人事院事務総局公示第二号（人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、地域試験の区分に関し、決定した件）

（印刷誤り）

二四ページ下段及び二五ページ上段表中

「事務技術」は「技術」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一〇四七～八			事務所東京都大田区大森北一―九―三　シルク大森ビル4階・弁護士法人中島法律事務所	事務所東京都大田区大森北一―九―三　シルク大森ビル4階・弁護士法人中島法律事務所

（原稿誤り）

一〇四七～八

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十六日付第一〇八号

一二八ページ●同日付政府調達第九六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）